

令和５年度エネルギー需給に関する統計整備等のための調査(令和６年経済産業省特定業種石油等消費統計調査)(国庫債務負担行為に係るもの)に係る入札可能性調査実施要領

令和５年６月１９日
経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
長 官 官 房 総 務 課
戦 略 企 画 室

経済産業省では、令和５年度エネルギー需給に関する統計整備等のための調査(令和６年経済産業省特定業種石油等消費統計調査)(国庫債務負担行為に係るもの)の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添１登録様式に記入の上、５．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

(１) 概要

指定生産品目の生産等を行っている製造業の特定９業種（「パルプ・紙工業」、「化学工業」、「化学繊維工業」、「石油製品工業」、「窯業製品及び土石製品工業」、「ガラス製品工業」、「鉄鋼業」、「非鉄金属地金工業」及び「機械工業」）における石油等のエネルギー消費の動向を、業種別、エネルギー種別に明らかにして、石油等のエネルギー消費に関する施策の基礎資料を得ること等を目的として、毎月、調査を実施し、公表する。詳しくは別紙（仕様書）参照のこと。

(２) 事業の具体的内容

別紙（仕様書）参照のこと。

(３) 事業期間

委託契約締結日から令和７年３月３１日まで（予定）

(４) 事業実施条件

本年度実施を予定している標記の事業につきましては、下記の通り実施に必要な複数の特別な条件があります。

① 特別な条件

条件 1

調査票等の調査関係用品の作成、発送から調査票の回収に至るまでの一連の「実査業務」と、回収した調査票の内容審査から集計表作成までの一連の「集計業務」とを一括して滞りなく実施できるだけのノウハウと実施体制を有していること。

条件 2

本事業は調査周期が1か月と極めて短期間で事務処理する必要があるため、受託者にはそれを実現できるだけの統計処理手法や専門的知見等のノウハウを有していること。

条件 3

本統計の作成にあたっては、当省が所有し、運営している「経済産業省調査統計システム(S T A T S)」を利用して審査集計をしてもらう必要があるため、統計処理のルールや手法についての専門的知識があることはもちろん、同システムの構造を理解し、操作方法を習得できる程度の情報処理に関する知識を有する正規職員を確保できること。

条件 4

本統計の作成にあたっては、「経済産業省調査統計システム(S T A T S)」の使用を当庁執務室内に限ることから、受託者には審査集計をしてもらう職員を当庁に通わせてもらう必要がある。ただし、審査集計業務は単純労働ではなく、統計処理のルールや手法に専門的知識を有している必要があることから、通う職員はそうした能力を備えた正規職員であることを条件とし、アルバイト等は不可とする。また、当庁執務室内に用意できる座席とパソコンの数は2人分までに限られるので、この制約のもとで毎月着実に集計結果をとりまとめることが出来ること。

② その他の条件

別紙（仕様書）参照のこと。

2. 説明会の開催

本件に関する説明会を以下の通り実施します。

日時：令和5年6月26日（月） 11：00～12：30

場所：資源エネルギー庁総務課会議室(右)（経済産業省別館4階424扉）

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。
 - ① 事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することを行い、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 調査票、記入要領等調査用品の原案作成
- ・ 仕様書に掲げる月例業務（印刷、梱包、発送業務を除く。）
- ・ 仕様書に掲げる年間補正・年報作成業務（印刷、梱包、発送業務を除く。）
- ・ 委託事業の経理処理

- ② 総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

- ③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則、②情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則、③親会社等の契約先に対して指

導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図、④契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し、⑤事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料、⑥業務従事者の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍、⑦情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室 田村 典之宛て

TEL 03-3501-2647

FAX 03-3501-2305

E-mail tamura-noriyuki@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和5年7月14日（金）17:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。